

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
1	医療介護連携体制整備事業	県医師会	医療介護連携体制整備に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料、負担金、補助及び交付金	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第11-1号 様式第11-2号 様式第11-3号 様式第11-4号(予算書)	様式第11-5号 様式第11-6号 様式第11-7号 様式第11-8号(決算書)
2	かかりつけ医認定事業	県医師会	かかりつけ医認定事業に要する次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第12-1号 様式第12-2号 様式第12-3号 様式第12-4号(予算書)	様式第12-5号 様式第12-6号 様式第12-7号 様式第12-8号(決算書)
3	救急勤務医支援事業	二次救急医療機関	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 （医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているものに限る。）	1人1回当たり 休日（日中）4,523円 夜間 6,220円 (注) 基準額の算出に当たっては、別紙1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	1/3 以内	様式第17-1号 様式第17-2号 様式第17-3号 様式第17-4号(予算書)	様式第17-5号 様式第17-6号 様式第17-7号 様式第17-8号 様式第17-9号(決算書)
4	新人看護職員研修事業	病院等	別紙2のとおり	別紙2のとおり	1/2 以内	様式第25-1号 様式第25-2号 様式第25-3号 様式第25-4号 様式第25-5号 様式第25-6号(予算書)	様式第25-7号 様式第25-8号 様式第25-9号 様式第25-10号 様式第25-11号(決算書)
5	看護師等養成所運営事業	看護師等養成所	別紙3のとおり	別紙3のとおり	10/10 以内	様式第26-1号 様式第26-2号 様式第26-3号 様式第26-4号 様式第26-5号 様式第26-6号 組織図 様式第26-7号(予算書) 委託契約書写し（対象経費に委託料が含まれる場合に限る。）	様式第26-8号 様式第26-9号 様式第26-10号 様式第26-11号 様式第26-12号 様式第26-13号 組織図 様式第26-14号(決算書) 委託契約書写し（対象経費に委託料が含まれる場合に限る。）
6	院内保育運営事業	病院、診療所の開設者	院内保育施設の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料(上記経費に該当するものの。)	別紙4のとおり なお、実施主体が、医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(昭和26年8月22日厚生省告示第167号)に規定された者のうち、日本赤十字社又は社会福祉法人恩賜財団済生会に該当する場合は、算定された基準額等に対し、0.9を乗じる調整を行う。	2/3以内 (C-1型・C-2型・C-3型は1/3以内)	様式第27-1号 様式第27-2号 様式第27-3号 様式第27-4号 様式第27-5号 様式第27-6号 様式第27-7号 様式第27-8号(予算書) 院内保育施設の保育料金が規定された規則等 委託契約書写し（院内保育事業を委託した場合に限る。）	様式第27-9号 様式第27-10号 様式第27-11号 様式第27-12号 様式第27-13号 様式第27-14号 様式第27-15号 様式第27-16号(決算書) 委託精算書（院内保育事業を委託した場合に限る。）
7	小児救急医療拠点病院運営事業	津山中央病院	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	1か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 （常勤の体制） (1)35,926千円×運営月数/12 (2)夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。)3,520千円×運営月数/12	10/10 以内	様式第28-1号 様式第28-2号 様式第28-3号 様式第28-4号(予算書)	様式第28-5号 様式第28-6号 様式第28-7号 様式第28-8号 様式第28-9号(決算書)
8	訪問看護総合支援センター事業	県看護協会	訪問看護総合支援センター事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第30-1号 様式第30-2号 様式第30-3号 様式第30-4号(予算書)	様式第30-5号 様式第30-6号 様式第30-7号 様式第30-8号(決算書)
9	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	(1)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能へ転換する際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能へ転換する病床1床当たり9,000千円	1/2 以内	様式第31-1号 様式第31-2号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-1号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真
			②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費	1施設当たり 上限額 10,800千円			
			(2)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が病棟・病室を他の用途（機能転換以外）へ変更するために要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①病棟・病室の改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、一般病床又は療養病床のうち、同一病院（又は同一診療所）内にあり、病床を削減するほか病棟・病室以外への転換を図ることが合理的であると考えられるもの又は、地域医療構想調整会議において、その病床削減の合意を得たもの ②変更後の用途に要する設備整備費又は備品購入費	地域医療構想の達成に向け、病棟・病室を他の用途（機能転換以外）へ変更するに伴い削減する一般病床又は療養病床1床当たり ①鉄筋コンクリートの場合 5,022千円 ②ブロックの場合 4,377千円 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない 1施設当たり 上限額 10,800千円	1/2 以内	様式第31-1号 様式第31-2号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-2号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
9	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	(3)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小の際に要する費用 ①不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(解体、廃棄又は売却)に係る1件あたり100万円以上の損失(固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損)(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもので、地域医療構想公示日までに取得(契約)したものの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)解体、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」) ①建物については、解体又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」)。法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、解体又は売却を伴わない損失(固定資産除却損)についても対象 ②医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」)で、「有姿除却」は対象としない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-3号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-3号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 特別損失等の金額とその明細を証する資料(財務諸表の写し等) 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真
			②早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限り)の活用により上積みされた退職金の割増相当額	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床の削減を行うものの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)対象となる費用 地域医療構想の達成に向けた機能転換や一般病床又は療養病床の削減に伴い退職する職員の退職金の割増相当額 上限額 6,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-4号 就業規則等の写し 様式第31-3号(予算書)	様式第31-4号 様式第31-5-4号 就業規則等の写し 退職金計算書 新旧社員名簿 離職証明書等書類 様式第31-6号(決算書)
			(4)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、異なる開設者の複数の医療機関が統合する場合において二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するために要する費用及び医療機関が統合に合わせて一般病床又は療養病床を削減する場合に、事業縮小の際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備する 病床1床当たり 9,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-1号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-1号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真
			②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費	1施設当たり 上限額 10,800千円			
			③不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(解体、廃棄又は売却)に係る1件あたり100万円以上の損失(固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損)(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)	(1)地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもので、地域医療構想公示日までに取得(契約)したものの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)解体、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」) ①建物については、解体又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」)。法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失(固定資産除却損)についても対象 ②医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」)で、「有姿除却」は対象としない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-3号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-3号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 特別損失等の金額とその明細を証する資料(財務諸表の写し等) 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真
			④早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限り)の活用により上積みされた退職金の割増相当額	(1)地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うものの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)対象となる費用 地域医療構想の達成に向けた機能転換や一般病床又は療養病床の削減に伴い退職する職員の退職金の割増相当額 上限額 6,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-4号 就業規則等の写し 様式第31-3号(予算書)	様式第31-4号 様式第31-5-4号 就業規則等の写し 退職金計算書 新旧社員名簿 離職証明書等書類 様式第31-6号(決算書)
10	産科医等育成・確保支援事業	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所	分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当) 臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当)	1分娩当たり10,000円 研修医1人1月当たり50,000円	1/3以内	様式第40-1号 様式第40-2号 様式第40-3号(予算書) 就業規則または雇用契約の写し	様式第40-4号 様式第40-5号 様式第40-6号(決算書) 手当等の支給調書 就業規則または雇用契約の写し

別表

1 番号	2 補助事業	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率	7 申請添付書類	8 実績添付書類
11	小児救急医療支援事業	県南西部圏域代表市（倉敷市）	小児救急医療支援事業にの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	1 救急医療圏域当たり（常勤の体制） ・休日A、休日B及び夜間 26,310円×診療日数 ・休日C 13,150円×診療日 ・夜間加算 （労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。当直料は対象にならない。） 19,782円×診療日数（オンコール体制） ・医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 13,570円×診療日数 ※診察日の設定方法については別紙6のとおり	2/3以内	様式第41-1号 様式第41-2号 様式第41-2号の1 様式第41-3号 様式第41-4号（予算書）	様式第41-5号 様式第41-5号の1 様式第41-6号 様式第41-7号 様式第41-8号 様式第41-9号（決算書）
12	ICTを活用した岡山県循環器病対策のための医療連携ネットワークの構築	循環器病の急性期機能を有する医療機関	医療関係者間コミュニケーションアプリの導入に係る次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	上限額 5,335千円	1/2以内	様式第52-1号 様式第52-2号 様式第52-3号（予算書）	様式第52-4号 様式第52-5号 様式第52-6号（決算書）
13	子ども虐待への対応が可能な医師・医療関係者の養成事業	岡山県児童虐待対策協議会	子ども虐待への対応が可能な医師・医療関係者の養成事業に係る次の経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第53-1号 様式第53-2号 様式第53-3号 様式第53-4号（予算書）	様式第53-5号 様式第53-6号 様式第53-7号 様式第53-8号（決算書）
14	助産所等施設設備整備事業	病院、診療所若しくは助産所の開設者又は助産師資格を有する者のうち県が認めた者	県が認めた地域において、周産期医療関係機関の機能分化、連携又は助産師機能の発揮等を通じ、持続的な周産期医療提供体制の構築を進めるために必要な助産所、助産師外来若しくは院内助産施設の整備又は関係施設間の連携に必要な情報通信環境等の整備に要する次の経費 （1）新築、改築又は改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費 （2）検査・診断用機器又は情報通信設備（運用経費を除く）の設置に要する備品購入費、設置工事費	1施設あたり補助上限額9,887千円 （1）施設整備 上限額6,076千円 基準面積 40㎡（上限） 基準単価 1㎡当たり単価 鉄筋コンクリート 151,900円 ブロック 132,600円 木造 151,900円 （2）設備整備 上限額3,811千円	1/2以内	様式第54-1号 様式第54-2号 建物の構造概要、平面図、配置図 立面図（新築の場合） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 工程表 様式第54-3号（予算書）	様式第54-4号 様式第54-5号 補助対象事業の概要を示す写真 契約書の写し 完成後の建物の構造概要、平面図、配置図 完成後の建物の全景及び立面図（新築の場合） 工事設計書 工事仕訳書 工程表 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し（新築の場合） 様式第54-6号（決算書）
15	岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業	川崎医科大学附属病院	岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第56-1号 様式第56-2号 様式第56-3号 様式第56-4号（予算書）	様式第56-5号 様式第56-6号 様式第56-7号 様式第56-8号（決算書）
16	看護職員の資質向上支援事業 【事業区分】 Ⅰ看護師の特定行為研修機関派遣支援事業 Ⅱ認定、専門看護師教育機関派遣支援事業 Ⅲ専任教員養成講習会派遣支援事業	医療機関等の開設者※事業区分Ⅰ、Ⅱ	1 受講料等 医療機関等が負担する特定行為指定研修機関及び認定、専門看護師教育機関の受講料等 2 代替職員の人件費 特定行為指定研修機関及び認定、専門看護師教育機関に派遣中、新たに派遣職員の代替として雇用した看護職員の人件費（給料、諸手当及び社会保険料等）	1人あたり600千円	1/2以内	様式第57-1-1号 様式第57-1-2号 様式第57-1-3号（予算書）	様式第57-1-4号 様式第57-1-5号 様式第57-1-6号（決算書） 修了証の写し
		看護師等養成所※事業区分Ⅲ	受講料等 看護師等養成所が負担する専任教員養成講習会への受講料等	1人あたり200千円	1/2以内		
17	高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業	県看護協会	高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第58-1号 様式第58-2号 様式第58-3号 様式第58-4号（予算書）	様式第58-5号 様式第58-6号 様式第58-7号 様式第58-8号（決算書）
18	医療DX推進のためのPHR普及・利活用モデル実証事業	岡山県内に所在する病院	医療DX推進のためのPHR普及・利活用モデル実証事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料	1病院あたり補助上限額1,250千円 ただし、複数年に分けて申請を行った場合、当該年度に行う事業の補助限度額は補助上限額1,250千円から前年度以前に実施した事業に係る補助金額の合計を差し引いた額とする。	10/10以内	様式第59-1号 様式第59-2号 様式第59-3号 様式第59-4号（予算書）	様式第59-5号 様式第59-6号 様式第59-7号 様式第59-8号（決算書）
19	高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業	県医師会	高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第60-1号 様式第60-2号 様式第60-3号 様式第60-4号（予算書）	様式第60-5号 様式第60-6号 様式第60-7号 様式第60-8号（決算書）

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
20	特定地域看護職員確保支援事業	特定地域に所在する医療施設の開設者	採用者に直接支給する就職準備金（就業状況の報告等については、別紙7のとおり）	1人あたり400千円	1/2以内	様式第61-1号 様式第61-2号 様式第61-3号 様式第61-4号（予算書） 採用者の労働条件を明示した書面の写し 就職準備金の制度がわかる規則等の写し 採用者に就職準備金を支給したことがわかる書類及び採用者が就職準備金を受領したことがわかる書類の写し（就職準備金が支給済みの場合に限る。）	様式第61-5号 様式第61-6号 様式第61-7号 様式第61-8号（決算書） 採用者に就職準備金を支給したことがわかる書類及び採用者が就職準備金を受領したことがわかる書類の写し（申請に未添付の場合）
21	訪問看護ICT連携基盤整備事業	県訪問看護ステーション連絡協議会	訪問看護連携ICT基盤整備事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第62-1号 様式第62-2号 様式第62-3号 様式第62-4号（予算書）	様式第62-5号 様式第62-6号 様式第62-7号 様式第62-8号（決算書）
22	訪問薬剤指導推進事業	県薬剤師会	訪問薬剤指導推進事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第63-1号 様式第63-2号 様式第63-3号 様式第63-4号（予算書）	様式第63-5号 様式第63-6号 様式第63-7号 様式第63-8号（決算書）
23	歯科衛生士の早期離職防止事業	県歯科衛生士会	歯科衛生士離職防止調査に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第64-1号 様式第64-2号 様式第64-3号 様式第64-4号（予算書）	様式第64-5号 様式第64-6号 様式第64-7号 様式第64-8号（決算書）

※第7、8欄の「予算書」「決算書」は、当該事業に関する部分の抄本を添付すること。

全ての事業に関し、第7欄の申請添付書類として、暴力団等排除措置に係る誓約書及び役員等名簿（事業実施主体が国・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・地方公共団体・地方独立行政法人・公立大学法人・地方公社及び本県が出資・出えんしている法人等を除く。）並びに岡山県税の完納証明書（補助金交付申請書到達日前3ヶ月以内のもの）を添付すること。

(別紙 1)

診療日の設定方法

救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ 1 日とする。

区分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日 A 休日 B	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は 午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。

別紙2(新人看護職員研修事業)

補助対象経費	基準額
1 研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)	次の1から3により算出された額の合計額とする。 1 研修経費 (1) 新人看護職員が1名のとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合732千円とする。) (2) 新人看護職員が2名以上のとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)
2 教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)	2 教育担当者経費 新人看護職員5名以上の場合に5名ごとに 215千円 (注) 新人看護職員の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。
3 医療機関受入研修事業経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費	3 医療機関受入研修事業経費 (1) 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円 (2) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円 (3) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円 (4) 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円 (5) 20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円 (6) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合、1名増すごとに 45千円 (注1)医療機関受入研修事業は、複数月で実施すること。 (注2)医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

別紙3(看護師等養成所運営事業)

補助対象経費	基準額
看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費	1 保健師養成所基準額 次の(1)・(2)・(3)及び(4)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 8,284,000円 (2) 総定員(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として総定員が20人増すごとに 1,842,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり12,800円を乗じて得た額
1 教員経費 (1)専任教員給与費 (2)専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3)添削指導員給与費 (4)部外講師謝金 (5)委託料(教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。)	2 助産師養成所基準額 (1年間で教育を行うもの) 次の(1)・(2)・(3)及び(4)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 8,284,000円 (2) 総定員(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として総定員が20人増すごとに 1,842,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり141,800円を乗じて得た額
2 事務職員経費 (1)専任事務職員給与費 (2)委託料(専任事務職員給与費に該当する委託の場合とする。)	(2年間で教育を行うもの) 次の(1)・(2)・(3)及び(4)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 4,142,000円 (2) 総定員(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として総定員が20人増すごとに 921,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 268,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり141,800円を乗じて得た額
3 生徒経費 (1)事業用教材費 (2)臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3)委託料(生徒経費のうち(1)及び(2)に該当する委託の場合とする。)	3 看護師(3年課程)養成所基準額 (全日制) 次の(1)・(2)・(3)・(4)・(5)及び(6)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 16,178,000円 (2) 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 (3) 総定員(注1)が120人を超える養成所において、専任教員分として総定員が30人増すごとに 1,842,000円 (4) 事務職員(注2)分として1か所当たり 536,000円 (5) 生徒数(注3)に1人当たり15,500円を乗じて得た額 (6) へき地等の地域における看護師等養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所当たり 1,087,000円
4 実習施設謝金 (1)報償費(実習施設謝金) (2)委託料(報償費に該当する委託の場合とする。)	(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制) 次の(1)・(2)・(3)・(4)及び(5)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 12,134,000円 (2) 総定員(注1)が120人を超える養成所において、専任教員分として総定員が30人増すごとに 1,381,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 402,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり15,500円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所当たり 1,087,000円
5 へき地等の地域における看護師等養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1)実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。使用料及び賃借料) (2)看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 (3)委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)	4 看護師(2年課程)養成所基準額 (全日制) 次の(1)・(2)・(3)・(4)及び(5)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 13,337,000円 (2) 総定員(注1)が80人を超える養成所において専任教員分として総定員が30人増すごとに 1,842,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり17,600円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所当たり 1,004,000円

補助対象経費	基準額
	(定時制) 次の(1)・(2)・(3)・(4)及び(5)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 10,417,000円 (2) 総定員(注1)が120人を超える養成所において専任教員分として総定員が30人増すごとに 1,381,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 402,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり17,600円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における看護師等養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所当たり 1,004,000円 (通信制) 次の(1)・(2)・(3)・(4)及び(5)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 17,081,000円 (2) 総定員(注1)が500人を超える養成所において専任教員分として総定員が100人増すごとに 1,842,000円 (3) 総定員(注1)が500人を超える養成所において添削指導員分として総定員が100人増すごとに 1,595,000円 (4) 事務職員(注2)分として 536,000円 (5) 生徒数(注3)に1人当たり3,500円を乗じて得た額 5 准看護師養成所基準額 次の(1)・(2)・(3)・(4)及び(5)の合計額に別表①に定める調整率を乗じて得た額 (1) 養成所1か所当たり 8,080,000円 (2) 総定員(注1)が80人を超える養成所において専任教員分として総定員が30人増すごとに 1,842,000円 (3) 事務職員(注2)分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数(注3)に1人当たり13,100円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における看護師等養成所に対する重点的支援事業(注4)実施施設1か所当たり 973,000円 (注1) 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。 (注2) 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2名以上専任としての位置づけがなされている場合に限る。 (注3) 生徒数は、補助事業実施当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実存する学年の定員のいずれか少ない方とする。 (注4) へき地等の地域における看護師等養成所重点的支援事業とは、厚生労働省が定めた「看護職員確保対策事業等実施要綱」において定められていた、「へき地等の地域における看護師等養成所に対する重点的支援事業」である。(但し、平成26年3月24日付で当該要綱から削除済。)ここに、その内容を以下のとおりとする。 (1) 目的 この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集や就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。 (2) 事業内容 次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借り上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。 (3) へき地等の地域 人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。 ① 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第5号)第2条第1項に規定する地域 ② 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 ③ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 ④ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村 (4) 看護職員不足地域 一般病院の看護職員数が3:1未満の二次医療圏

別表①

看護師等養成所の定員数	調 整 率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員 81人以上120人以下	1.02
定員 80人以下	1.04

(注)生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別紙 4 (院内保育運営事業)

基		準	額										
種別	基 本 額		加 算 額										
A 型 特 例	1 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	A型特例、A型、B型、 B型特例、C－2型及び C－3型にあつては、院内 保育施設の運営に係る設 置者の負担能力指数※に 基づく、次の調整率を、 左記により算出した額に 乗じる。 ただし、C－1型及び 院内保育施設設置後3か 年を経過していないもの については、調整率を 1.0とする。 <table><tr><td>区 分</td><td>負担能 力指数</td><td>調整率</td></tr><tr><td rowspan="3">基 本 額</td><td>5 未 満</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>5 以 上 20未 満</td><td>0. 8</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0. 6</td></tr></table>	区 分	負担能 力指数	調整率	基 本 額	5 未 満	1. 0	5 以 上 20未 満	0. 8	20以上	0. 6	左記により算出した 額に、次の加算額を加 える。
区 分	負担能 力指数		調整率										
基 本 額	5 未 満		1. 0										
	5 以 上 20未 満		0. 8										
	20以上		0. 6										
A 型	2 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※		24時間保育を行って いる施設 23,410円×運営日数										
B 型	4 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※		延長保育を行っている 施設 実施要綱別記13の6(1) 表1の各種別ごとに必要 な保育時間に加えて1時 間以上保育を行う場合 1,230円×運営時間数 (1時間未満は切捨てと する。)										
B 型 特 例	6 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	病児等保育を行って いる施設 7,800円×運営日数											
C－1型	1 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	緊急一時保育を行って いる施設 20,720円×運営日数											
C－2型	2 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	児童保育を行っている 施設 10,670円×運営日数											
C－3型	4 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	休日保育を行っている 施設 11,630円×運営日数											

※ 保育料収入相当額及び負担能力指数の算出方法については、別紙5に定める。

別紙 5

保育料収入相当額及び負担能力指数の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数及び保育児童上限数を乗じた金額の合計額とする。保育児童上限の人数は、表1のとおりである。

表1 保育児童上限人数

種 別	保育児童
A型特例、C－1型	1人
A型、C－2型	4人
B型、C－3型	10人
B型特例	18人

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育所運営費に係る設置者負担額（院内保育運営費補助事業補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = (\text{保育士等の数} \times \text{標準人件費}) + \text{その他の経費}$$

- 注（1）保育士等の数は、当該年度の4月の院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の算出基準児童数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がC－1型にあつては1人、A型特例、A型及びC－2型にあつては2人、B型及びC－3型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、C－1型1人、A型特例、A型及びC－2型2人、B型及びC－3型4人、B型特例10人とする。

- （2）その他の経費は、院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- （3）標準人件費は、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

ア 院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

イ 院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,186,000円

別紙 6

診療日の設定方法

診療日は、原則として、診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ 1 日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休 日 休日 A 休日 B	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの。
夜 間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの。

(注) 休日の取扱い

① 休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

② 休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取扱えるのは、小児救急医療支援事業実施地区において別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で、小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。

就業状況の報告等

- 1 補助事業者は、採用者を採用した日から1年を経過する日以降及び2年を経過する日以降において、知事が指定する日（補助金の確定時に指定するものとする。以下、「報告指定日」という。）までに、採用者の就業状況について、採用者就業状況報告書（就業状況報告様式第 61-9 号）に知事が別途指定する書類を付して、知事に報告しなければならない。
- 2 1 の報告により、新たに採用した看護職員が、採用した日から2年の間において、離職、休職又は勤務時間の変更等により、岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱の別記 22「7 新たに採用した看護職員の要件」に規定する要件（以下、「就業要件」という。）を満たさなくなることが判明した場合にあっては、補助事業者は、当該採用者に係る補助金を全額返還しなければならない。
- 3 1 にかかわらず、新たに採用した看護職員が、補助金の交付後、採用した日から2年の間において、就業要件を満たさなくなった場合は、補助事業者は、報告指定日を待たずに、採用者就業状況報告書（就業状況報告様式第 61-9 号）に知事が別途指定する書類を付して、速やかにその旨を知事に報告し、当該採用者に係る補助金を全額返還しなければならない。
- 4 2 及び 3 にかかわらず、新たに採用した看護職員が、採用した日から2年の間において、次の状況となった場合、原則として、補助事業者は当該採用者に係る補助金を全額返還しなくてもよいものとする。
 - （1）就業規則等に定められた産前・産後休業、育児休業又は介護休業等の取得により、勤務時間が週 32 時間未満となった場合
 - （2）就業規則等に定められた休暇の取得等により、勤務時間が週 32 時間未満となった場合
 - （3）事業対象とする特定地域の構成市町村に所在し、かつ同一補助事業者が開設する事業対象施設に異動し、週 32 時間以上の看護業務に継続して従事する場合
 - （4）本人死亡の場合